

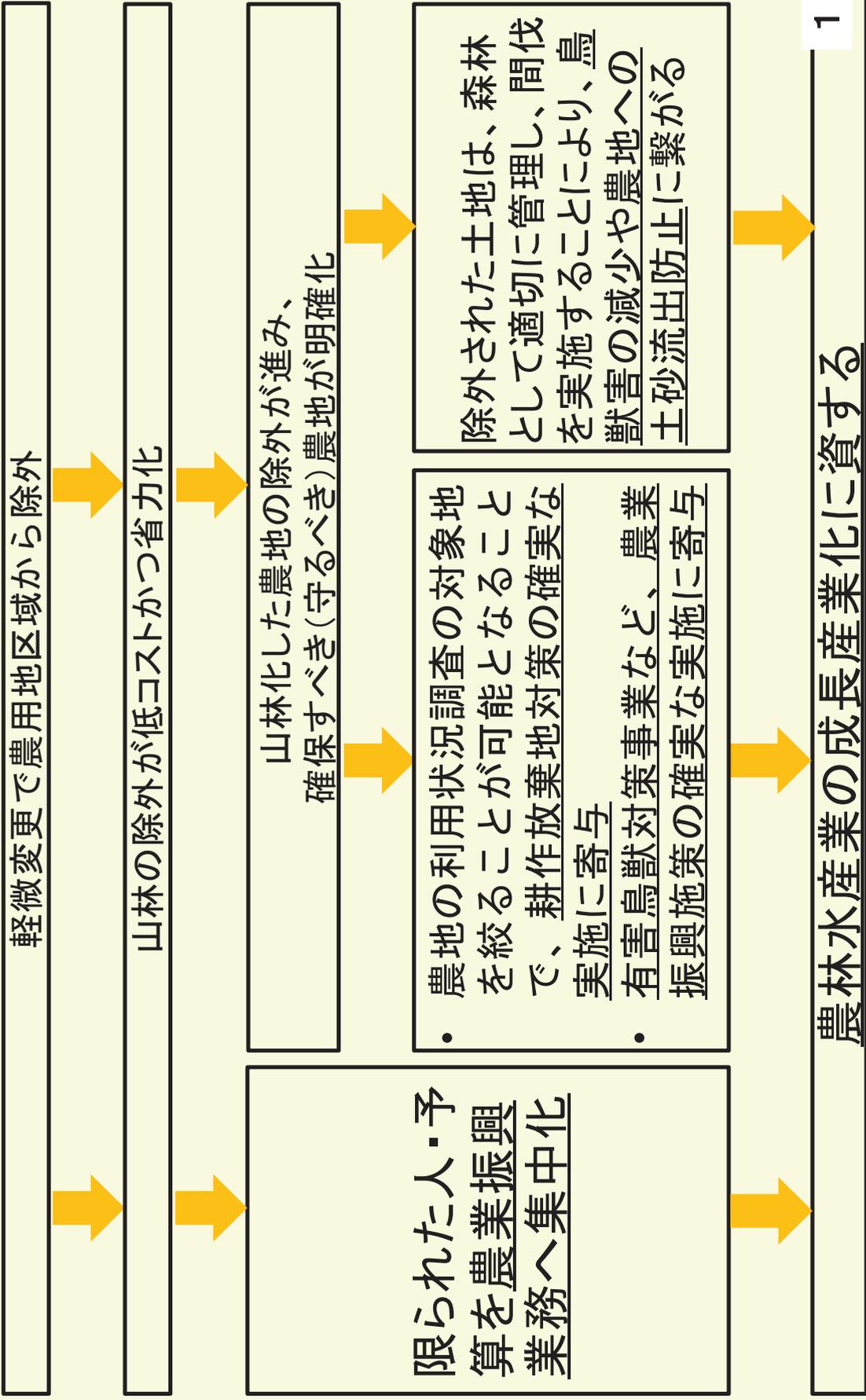
重点番号11: 農業振興地域に係る見直し(山林・原野化した耕作放棄地の除外を軽微な変更追加)
(長野県)

(長野県提案)

山林・原野化した耕作放棄地の除外を 軽微な変更追加

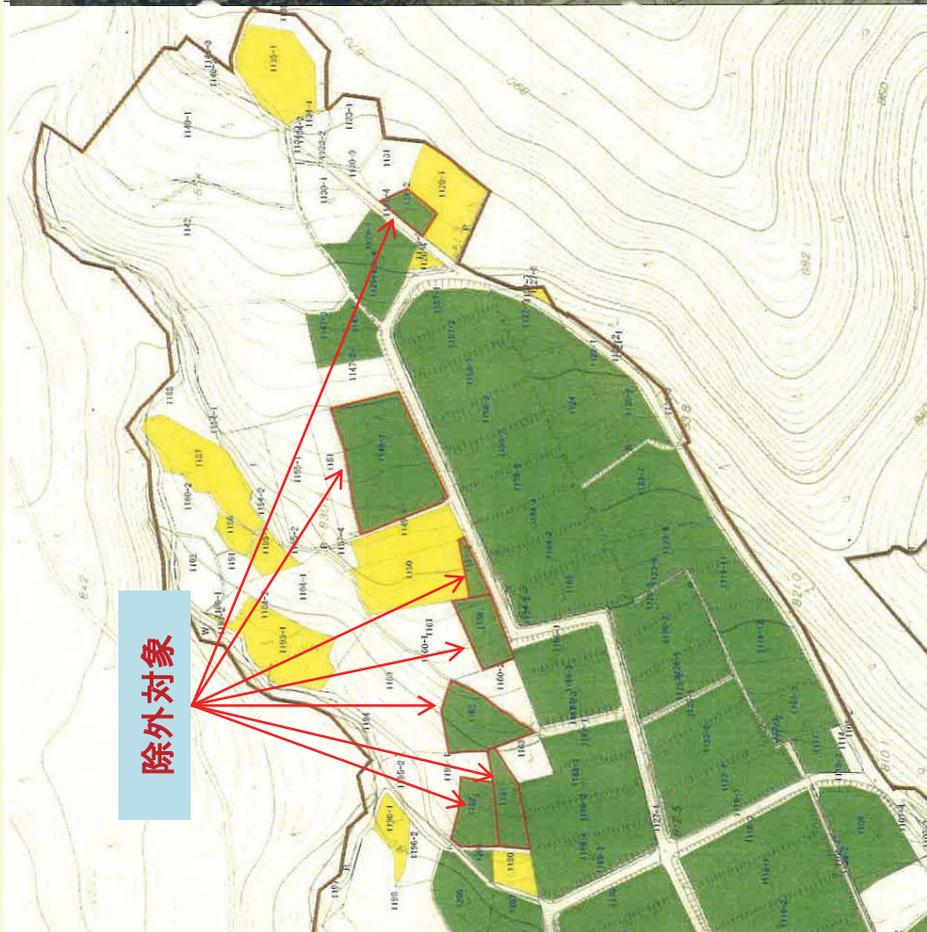
平成27年7月8日
長野県農政部

山林・原野化した荒廃農地を軽微変更により 除外できることにより目指すこと

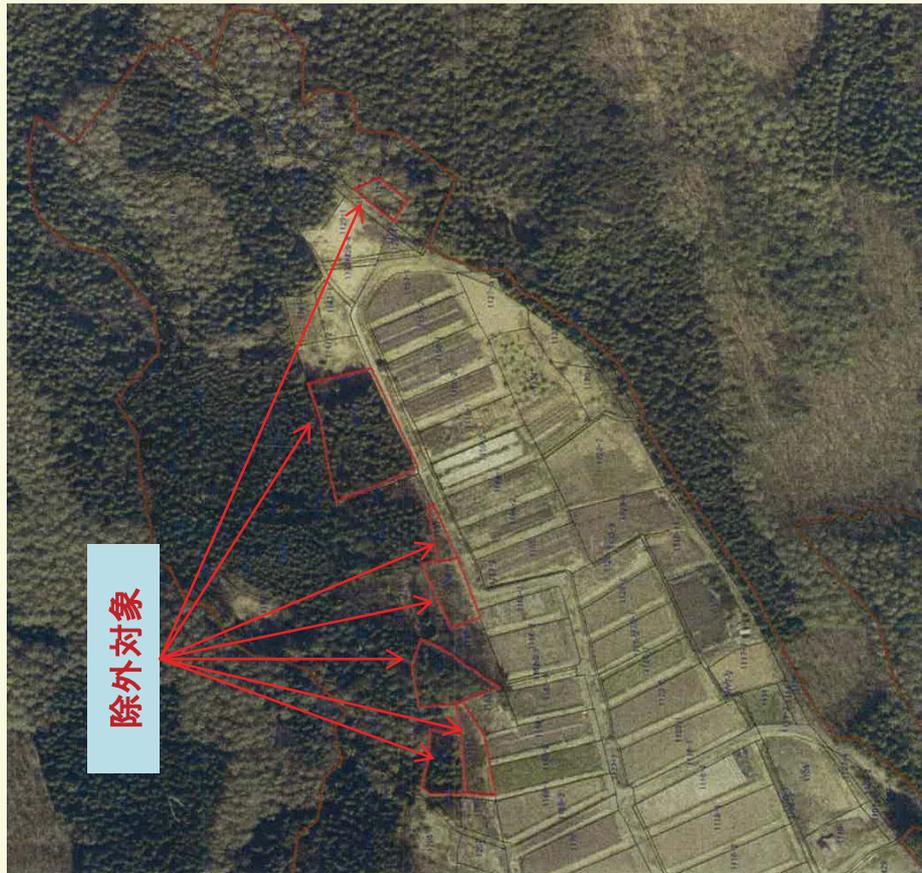


除外した農用地区域内山林の例

農振図



航空写真



農用地区域からの除外（農用地利用計画の変更）制度について

除外(計画変更)の種類	除外のきっかけ	根拠・条件	実施頻度	期間	負担
<u>総合見直し</u> ・基礎調査の実施 ・公告・縦覧 ・都道府県の同意	除外のきっかけ ・ <u>山林化して農地でなくなった。</u> ・ 開発が進んで一団となっていた農地の規模が小さくなった。	農用地等とすることが適当な土地の要件を満たさない場合 (農振法第10条第3項) 農地転用を目的とする場合 (農振法第13条第2項) 農用地等とすることが適当な土地に含まれない場合 (農振法第10条第4項)	5年ごと	2年以上	大
<u>随時除外</u> ・公告・縦覧 ・都道府県の同意	・ 家を建てたい。 ・ 農工法で工場を整備したい。 ・ 道路敷地としたい。	・ 非代替性(他の土地で代えることができないこと) ・ 土地改良事業実施後、8年を経過していること等 ・ 農工法等の地域整備法に基づく施設に供される土地 ・ 公益性が特に高いと認められる事業に係る点・線の施設の用に供される土地(道路、河川等)	随時	3～6か月程度	中
<u>軽微変更</u> ・公告	・ 自分の農地に直売所を建てたい。	変更が軽微な場合 (農振法施行令第10条)	随時	公告のみ	小

長野県の農業振興地域の状況 (H25.12.1現在)

平成27年7月8日
長野県農政部農業政策課
提案募集に関する説明資料

農用地区域 11.8万ha (農業振興地域の25.5%)

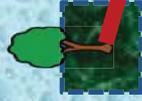
その他
(採草放牧地等)

1万ha
(農用地区域の9.0%)

農地(耕地)



9.4万ha
(農用地区域の79.9%)



荒廃農地

5千ha
(農用地区域の4.7%)

(再生利用が可能な荒廃農地)
「通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる」
(市町村農業委員会)



山林原野及び再生利用困難な荒廃農地

(農用地区域の6.6%)

8千ha



(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)

- 「農地法第2条第1項の『農地』に該当しない」
- ・ 「非農地」と判断済み 又は
- ・ 「非農地」と判断未了

(市町村農業委員会)

非農地化

農振白地地域 34.5万ha (農業振興地域の74.5%)

農地



2.1万ha



山林原野

21.1万ha



その他
(住宅地等)

11.3万ha

4

農用地区域内の山林の整理が進まない理由

1 総合見直しによる計画変更について

(1) 時間と費用の大きな負担について

総合見直しによる農用地利用計画の変更に当たっては、まず基礎調査が必要であり、農用地区域内に山林化した農地を多く有する県内の市町村においては、時間と費用が大きな負担。

基礎調査を実施して農用地利用計画を変更した又は変更中の県内17市町村に確認した計画変更に必要な時間と費用の結果は以下のとおり。

① 計画変更に必要な期間

期間	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
市町村数	2	9	6

② 計画変更に必要な費用

内容	市町村職員自ら実施	臨時職員を雇用	外部委託（50～800万）
市町村数	3	5	11

農業振興地域制度は平成11年改正により、原則として自治事務とされており、基礎調査は市町村の農業振興を図る意味で必要な事務であるが、農地でないと判断された土地の除外としては、負担が大きい。

農用地区域内の山林の整理が進まない理由

(2) 山林化した土地の除外手続きについて

① 市町村は、山林化した土地の現況について、実態として以下のいずれかの方法により把握

- ・ 市町村が実施する農振法に基づく基礎調査

(基礎調査による農用地区域内農地の現況確認方法については、農振法等に定めがなく、農振ガイドラインによると、「農業委員会(中略)の有する各種資料を収集し、必要に応じ現地調査等を実施」と記載されている。)

- ・ 市町村農業委員会が毎年実施する農地利用状況調査

(山林化し、農地としての利用ができない土地について、非農地通知書を発出(いわゆる「赤判定」))

→ 基礎調査でなくとも荒廃農地の把握は可能

② ①の後、市町村は、把握した土地について、農用地区域から除外するか否かを検討。

→ 現状は、赤判定された土地であっても総合見直しが必要。

しかしながら、山林化した土地は、農地利用状況調査により、農用地等とすることが適当でないことが明らかであることから、基礎調査を実施しなくても農用地区域からの除外手続きに支障なし。

2 非農地判断について

農用地区域からの除外が進まないことから、そもそも非農地判断も行われない。

農用地区域内山林が存在することによるデメリット

県内で農用地区域内農地にカウントされている土地には山林が含まれており、現状では、以下のデメリットが存在。

- 農用地区域では、森林間伐事業の対象とされずに適正な森林管理が行われず、防災上等の問題が生じる。
- 里山と農地との境が分からなくなってしまう、有害鳥獣のすみかとなり、景観も損なわれている。
- 農用地区域に指定していることを理由に、非農地判断を行わない運用を行っている市町村にあつては、農地の利用集積が見込めない状況でありながら、利用状況調査及び利用意向調査に時間とコストがかかっている。
- 農業振興のための土地利用規制が残り、有効活用が進まない。
- 農用地利用計画に記載された管理すべき土地とされるが、現実には、農地としても森林としても活用できない土地が拡大している。

(参考) 基礎調査を実施しなければならぬ根拠

○ 農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(農林水産省構造改善局長通知)

- 第16 法第13条関係(農業振興地域整備計画の変更)
農業振興地域整備計画の変更に当たっては、第11及び第12によるほか、次によることが適当と考えられる。
- 1 市町村整備計画の変更事由(法第13条第1項)
市町村整備計画の変更を行うに当たっては、次の事項に留意することが適当と考えられる。
- (1) 変更事由
- 市町村整備計画の変更は、法第13条第1項に基づき、次の事由により必要が生じたときに行うものと考えられること。
(略)
- ③ 基礎調査(法第12条の2第1項)の結果
法第12条の2第1項の規定による基礎調査の実施により、当該農業振興地域の実態を総合的に把握し、情勢の変化に対応した適切な計画として確保するため、市町村整備計画の再検討を行うこととなるが、市町村整備計画の変更をしなければならぬ場合としては、次の場合が考えられること。
- ア 農用地利用計画の変更
- 農用地利用計画の変更として、集団的農用地としての要件を欠くこととなった農地の農用地区域からの除外や新たに農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地の農用地区域への編入など、法第10条第3項及び第4項に規定する農用地区域の基準に照らして、その区域を変更する必要がある場合
- イ 農用地利用計画以外の事項の変更
(略)
- ④ 経済事情の変動その他情勢の推移
いずれの場合がこれに該当するかは、具体的事例に即して判断されることとなるが、「経済事情の変動その他情勢の推移」としては、例えば、現に農用地区域に設定されている土地が法第10条第4項の規定に該当することとなった場合のほか、農産物の需給事情の変化、農業技術の進展等に応じた生産方式の変更、当該市町村における工業化、鉄道、軌道の乗降場、高速自動車国道等のインフラ設置等による都市化の進展、都道府県整備計画の策定又は変更などが考えられること。
- なお、法第10条第3項各号に該当する土地について、農用地等以外の目的に供することを相当として農用地区域に含めていない場合で、経済事情の変動その他情勢の推移により当該目的に供しないことが明らかとなった場合には、速やかに農用地区域に含めること。
(以下略)